

店頭商品CFD取引説明書

(商品先物取引法第 217 条第 1 項の規定による契約締結前交付書面)
「プレミアコース」

令和 7 年 4 月(改訂版)

あい証券株式会社

店頭商品CFD取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解いただきますようお願い致します。

店頭商品CFD取引は、各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格の変動等により損失が生ずることがあります。

店頭商品CFD取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び、取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行っていただきますようお願い致します。

目 次

店頭商品CFD取引のリスク等重要事項について	1
店頭商品CFD取引の仕組みについて	5
1. 取引の方法	5
2. 証拠金	6
3. 決済に伴う金銭の授受	7
4. 課税上の取扱い	7
店頭商品CFD取引の手続きについて	8
店頭商品CFD取引行為に関する禁止行為	11
【弊社の概要及び苦情受付窓口・苦情・紛争解決について】	13
店頭商品CFD取引に関する主要な用語	14

本説明書は、弊社が商品先物取引法第 217 条の規定に基づき、お客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項第 5 号に規定する店頭商品デリバティブ取引である、店頭商品CFD取引について説明します。

店頭商品CFD取引のリスク等重要事項について

【価格変動リスク】

店頭商品CFD取引は、各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格の価格変動リスクを伴う商品です。したがって、各取扱商品である商品先物及びスポット商品の価格の変動等により損失が生ずることがあります。相場がお客様の予想通りに変動した場合は利益が得られる反面、お客様の予想と反して不利な方向に変動した場合は、お客様が損失を被る可能性があります。

【為替変動リスク】

店頭商品CFD取引は、海外の取引所に上場している各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格を指標として取引を行っております。そのため、取引の計算上の差金は外貨で計算された後、弊社の定める為替レートで円貨額に交換する関係上、その際の為替相場の状況によっては、予想された円貨額とならない場合があります。

【流動性リスク】

各取扱商品の急激な流動性の低下により、店頭商品CFD取引の流動性も低下することがあり、新規注文及び決済注文を執行することができない可能性があります。天災地変、戦争、テロ、政治又は金融情勢等の変化や、外国政府や取引所の規制等で取引停止措置があり、店頭商品CFD取引に係るサービスの一部若しくは全てを履行できないことがあります。又、流動性の低下に伴い、弊社が提示するビッド価格（お客様の売りレート）とアスク価格（お客様の買いレート）の価格差（スプレッド）幅が広くなり、意図した取引ができない可能性があります。

【信用リスク】

弊社が提供する本件店頭デリバティブ取引は、お客様と弊社の相対取引であり、取引所取引ではありません。その為、弊社の信用状況によってはお客様が損失を被る可能性があります。また、弊社はお客様からの取引をインターバンク市場にて弊社の判断によりカバー取引を行っています。その為、カバー取引先の信用状況等により、お客様が損失を被る可能性、あるいはカバー取引先において弊社がカバー取引を行えなかった場合には、お客様の取引が不成立又は取消となる可能性があります。

弊社は、お客様との取引から生じるリスクの減少等を目的とし、カバー取引を次の業者と行います。カバー取引先の信用状況によっては、弊社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。お客様が損失を被る可能性があります。さらに、その際に相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、ロスカットの執行に時間を要することがあり、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。下記カバー取引先はお客様が行う本取引において、お客様の取引の相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から生じる損失、その他お客様の取引の内容、若しくは決済または精算、あるいは弊社のお客様の債務について、何ら責任を負うものではありません。

カバー取引先

Bacera Co Pty Ltd（投資運用業：オーストラリア証券投資委員会 ASIC）

また、お客様から預託を受けた証拠金は、商品先物取引法第 210 条第 2 号及び商品先物取引法施行規則第 98 条の 2 から第 98 条の 3 の規定に従い、三井住友銀行における金銭信託により、弊社の自己の資金とは分離して保管しております。

上記カバー取引先及び証拠金預託先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金の全部又は一部が返還されない可能性がある等、お客様が損失を被る可能性があります。

【システム・通信リスク】

取引システムの場合、注文の受付に人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、あるいは意図しない注文が成立する可能性があります。また、電子取引システムは、弊社又はお客様の通信機器の故障、回線等の障害、情報ベンダーの配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害など様々な原因で一時的又は一定期間にわたって利用できない状況となる可能性があります。電子取引システム上の価格情報に表示される価格は、必ずしも市場の実勢を正確に表示しているとは限りません。市場が急激に変動した場合や、インターネット環境の状況により価格情報が遅延し、電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。電子取引システムを利用する際に用いられるユーザーID、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することにより、お客様に損失が発生する可能性があります。

【レバレッジ効果によるリスク】

店頭商品CFD取引は、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が預託された証拠金の額を上回ることがあります。

【限月取引のリスク】

店頭商品CFD取引には、スポット商品価格を参考にして行う「スポット取引」(対象は金、銀のみ)と 最終取引日が設定されている「限月取引」があります。

限月取引の最終取引日は、該当する取引所の商品先物の最終取引日を参照にして、弊社が予め定めるものとします。又、弊社の最終取引日の終了時まで未決済建玉を保有された場合には、お客様の未決済建玉は弊社の定める清算価格にて自動的に反対売買により決済されます。又、反対売買による決済において損失が生じる可能性があります。

また、最終取引日には新規建玉取引は行えません。

【ロスカットルール(自動決済)】

ロスカットルールA

お客様の取引口座を24時間常時モニタリングし、取引口座の有効証拠金額が必要証拠金額に対して 50%を下回った場合、お客様からの指示によらず、お客様の有効証拠金額が必要証拠金額の 50%を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全部を反対売買により決済します。

市場環境や各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格等の急激な変動等により、結果として必要証拠金額の 50%がお取引口座に残らないことがあります。

特に週末をまたぐ取引には、各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格から大きく乖離した価格変動が生じる可能性があり、この場合、預託された取引証拠金以上の

損失が生じるリスクがあります。

なお、自動決済の際にも決済手数料が発生します。

ロスカットルール B

お客様の取引口座を各営業日に 1 回、取引時間終了時点でモニタリングし、取引口座の有効証拠金額が必要証拠金額を下回っていた場合、お客様からの指示によらず、当該有効証拠金額が必要証拠金レベルに回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全部を反対売買により決済します。

なお、自動決済の際にも決済手数料が発生します。

【価格の配信停止及び再開に係る事項】

相場急変時や、カバー取引先または情報提供会社(以下、「カバー先等」と言います。)の状況に変更が生じたこと等により、カバー先等から価格が配信されない又は配信された価格が市場実勢を反映した価格ではないと弊社が判断したとき、価格の配信を停止します。価格の配信を再開するときについては、カバー先等より価格の提示を受けることが可能となり、また、それらの価格が市場実勢を反映した価格であると弊社が判断した場合に、価格の配信を再開します。なお、価格の配信を停止している間の相場の動向によっては、再開時の価格が顧客の建玉のロスカットラインを割込む場合もあるため、再開と同時に顧客の建玉がロスカットの対象となる可能性があります。その場合、再開時の価格を基準とする成行注文による決済となりますので、必ずしも再開時の価格でロスカットされるとは限りません。また、ロスカットライン付近でロスカットされた場合に比べ、大きな損失が発生する可能性があります。相場の動向によっては、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

【約定訂正等に係る事項】

弊社のシステム障害やカバー取引先の価格誤配信などにより本来あるべき価格で約定しなかったこと等により、顧客に本来発生していなかったはずの利益又は損失が発生する可能性があります。その場合、本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は本来あるべき価格との差額調整をさせていただく若しくは約定の取消しをさせていただく場合があります。その場合、弊社から顧客に対し、速やかに連絡いたします。

【必要証拠金・手数料】

必要証拠金は、前営業日終了時点の取扱商品の想定元本の時価の5%に US ドル為替レートを乗じて算出した円貨額で、営業日毎に変動します。

手数料は、1 ロットあたり片道 6,000 円(税込み)となります。

【損失限定注文(逆指値注文)について】

損失を限定することを目的とした逆指値注文であっても、各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格が一方向に急激に変動した場合には、指定した価格から大きく乖離して約定される場合があります。必ずしも損失を発注時に想定した額に留められるとは限りません。

【金利(日歩)変動リスク】

スポット商品CFD取引に関して、お客様が建玉を当日営業日内に決済されない場合、翌営業日開始時に未決済建玉の決済日は自動的に 1 営業日延長されます。また、その延長の期限はありません。延長される際に、売建玉をお持ちのお客様は 1 日ごとの計算で、延長される決済日の日数分の受取り金利(日歩)が発生し、逆に買建玉をお持ちのお客様には支払い金利(日歩)が発生します。

ただし、金利(日歩)は、各国の景気や政策等、様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化等に応じて、売建玉にもかかわらず金利(日歩)が受け取れない場合、あるいは支払いが発生する場合があります。

なお、限月商品CFD取引には、金利(日歩)は発生致しません。

【関連法令諸規則及び税制の制定若しくは変更等について】

店頭商品CFD取引に係る関係法令諸規則及び税制の制定若しくは変更等により、弊社が提供する店頭商品CFD取引に関連するサービスの一部若しくは全てを変更、停止及び中止せざるをえない可能性があります。この場合、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。

【契約解除について】

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

※ 現時点においてのリスク等重要事項について記載致しましたが、これらがすべてであることを保障するものではありません。

店頭商品CFD取引の仕組みについて

弊社による店頭商品CFD取引は、取引所を介さず、弊社が直接お客様の相手方となる相対取引であり、お客様に提示する取引レートは、各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格等を基準に、その変動状況等を考慮して、弊社が定めています。したがって、取引所で取引されている価格と必ずしも一致するものではありません。また、商品先物取引法その他の関係法令及び日本商品先物取引協会の規則を遵守して行います。

1. 取引の方法

弊社が取り扱う店頭商品CFD取引の取引内容は次のとおりです。

- (1) 弊社、取扱商品・最小取引単位の概要は次の通りです。但し、取扱商品については、弊社が追加又は変更する場合があります。

①取扱商品 (令和5年5月1日現在)

取扱商品	参照原市場	取引の種類	限月
スポット金	現物市場	スポット商品 CFD 取引	なし
スポット銀	現物市場	スポット商品 CFD 取引	なし
原油	NYMEX	限月商品 CFD 取引	毎月

②最小取引単位 (令和5年5月1日現在)

取扱商品	最小取引単位(1 ロット)	呼値の単位	呼値の価値
スポット金	50 トロイオンス (toz)	1 トロイオンス (toz)	0.1 ドル(\$)
スポット銀	2,500 トロイオンス (toz)	1 トロイオンス (toz)	0.01 ドル(\$)
原油	500 バレル (bbl)	1 バレル (bbl)	0.01 ドル(\$)

- (2) お取引は、全て電話による注文となります。また、1 回に注文できる数量は、100 ロットを上限とします。
また、お客様が保有できる未決済建玉については、法律等の施行・改正等があった場合、あるいは建玉制限が必要であると弊社が判断した場合、新規注文の停止や反対売買により未決済建玉を強制的に決済するなどの制限をさせていただきます。
- (3) 弊社はビッド価格(お客様の売りレート)とアスク価格(お客様の買いレート)を同時に提示しています。又、ビッド価格とアスク価格の間には、スプレッド(価格差)があり、アスク価格は常にビッド価格よりも高く設定されています。但し、スプレッドは相場状況又は相場の変動や流動性の影響により拡大することがあります。
- (4) 建玉は、最終取引日まで反対売買を行わず、建玉価格と取引最終時間をもって、弊社が定める清算価格により強制的に反対売買により決済する(「最終取引日における強制決済」、但し限月商品CFD取引に限る。)若しくは、転売又は買戻しを行うことにより決済を行う(差金決済)ことにより手仕舞いすることができます。
- (5) お客様の損失が所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済致します。(詳しくは、「2. 証拠金」(5) 参照)
但し、ロスカットが設けられている場合であっても、相場の急激な変動により証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
- (6) 営業日は、原則として土曜日、日曜日、元旦、各取扱商品である商品先物市場及びスポット商品市場の休場日及びカバー先等の休業日を除く平日となります。但し、システムメンテナンス等により、以下の通り取扱商品毎に取引休止時間があります。又、特別に休業日を設ける場合や取引時間を変更する場合には、別途ご連絡させていただきます。

[通常]

取扱商品	取引時間	取引休止時間
スポット金	月曜日 08:00 ~ 金曜日 23:00	火曜日から金曜日 07:00~08:00
スポット銀	月曜日 08:00 ~ 金曜日 23:00	火曜日から金曜日 07:00~08:00
原油	月曜日 09:00 ~ 金曜日 23:00	月曜日から金曜日 23:00~23:05、火曜日から金曜日 07:00~08:00

[サマータイム]

取扱商品	取引時間	取引休止時間
スポット金	月曜日 08:00 ~ 金曜日 23:00	火曜日から金曜日 06:00~07:00
スポット銀	月曜日 08:00 ~ 金曜日 23:00	火曜日から金曜日 06:00~07:00
原油	月曜日 08:00 ~ 金曜日 23:00	月曜日から金曜日 22:00~22:05、火曜日から金曜日 06:00~07:00

- (7) スポット商品 CFD 取引では、当日の未決済建玉を翌営業日に持ち越す(ロール・オーバー)毎に金利(日歩)の支払いが生じます。経済情勢の変化や金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて、弊社は金利(日歩)を日々見直し、変更することができます。

2. 証拠金

(1) 証拠金の差入れ

店頭商品CFD取引の注文をするときは、(2)の必要証拠金額以上の額を、弊社に差し入れていただくか、又はお取引口座の使用可能証拠金が必要証拠金額以上であることが必要となります。

(2) 必要証拠金額

弊社では、必要証拠金額を以下の方式により営業日毎に算出します。

取扱商品の前営業日終了時点の想定元本の時価に5%を乗じて算出した必要証拠金を営業日毎に適用いたします。但し、弊社が必要と判断した場合には、上記によらず必要証拠金額を変更する場合があります。また、変更適用日はその都度定めます。

* (必要証拠金算出例) スポット金 = 1,400\$/トロイオンス、1\$ = ¥85、1 ロット取引の場合
(1,400\$/トロイオンス × 50トロイオンス × ¥85) × 5% = ¥297,500(必要証拠金額)

必要証拠金額の変更は、適用日以前の建玉及び新規指値注文にも適用されます。また、必要証拠金額が増額された場合、お取引口座の状況によっては、ロスカットが発生する可能性があります。

(3) 現金の引出し

証拠金預託額のうち、必要証拠金額を下回らない範囲で、引き出すことができます。

(4) ロスカットルール(自動決済)

ロスカットルールA

お客様の取引口座を24時間常時モニタリングし、取引口座の有効証拠金額が必要証拠金額に対して 50%を下回った場合、お客様からの指示によらず、お客様の有効証拠金額が必要証拠金額の 50%を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全部を反対売買により決済します。

市場環境や各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格等の急激な変動等により、結果として必要証拠金額の 50%がお取引口座に残らないことがあります。

特に週末をまたぐ取引には、各取扱商品である商品先物価格及びスポット商品価格から大きく乖離した価格変動が生じる可能性があります。この場合、預託された取引証拠金以上の損失が生じるリスクがあります。

なお、自動決済の際にも決済手数料が発生します。

ロスカットルールB

お客様の取引口座を各営業日に 1 回、取引時間終了時点でモニタリングし、取引口座の有効証拠金額が必要証拠金額を下回っていた場合、お客様からの指示によらず、当該有効証拠金額が必要証拠金額レベルに回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全部を反対売買により決済します。

なお、自動決済の際にも決済手数料が発生します。

(5) 証拠金の信託保全

弊社ではお客様から預託を受けた証拠金を保全することを目的として、三井住友銀行と信託契約を締結し、信託保全対象額を信託口座にて区分管理しています。

(6) 証拠金の預託

証拠金の預託は、弊社名義の金融機関口座への入金を確認し、お取引口座への反映処理が完了した時点をもって、お客様のお取引口座の現金残高とします。なお、入金にかかる振込手数料はお客様負担となります。

(7) 証拠金の返還

お客様が店頭商品CFD取引について転売又は買戻しを行った後に、差し入れている証拠金の返還を請求した場合において、弊社が日本の銀行営業日の午後 1:00 までにお客様からのお電話による出金要請を受理した場合には、当該受理をした日から日本の 4 銀行営業日以内(原則翌銀行営業日)にお客様が指定する、お客様名義の金融機関口座に振込むことにより返還致します。午後 1:00 を過ぎた場合は、さらにその 1 銀行営業日後の返還となります。なお、出金にかかる送金手数料等は、日本円の国内送金は月に 1 回までは弊社負担、2 回目以降はお客様負担となります。また、日本円の海外送金に関する

送金手数料等については、お客様負担となります。

【信託保全の対象】

弊社では、毎日信託保全必要額を確定し、この確定金額以上の金額を計算日の翌日から2営業日以内に信託口座内に移動します。

信託保全必要額は、弊社が万が一経営破綻した場合にも、法令上債権者が強制執行・仮差押・仮処分等ができないことになっています。従って弊社に支払停止、破綻等の事由が生じた場合にも、信託保全必要額は、三井住友銀行から受益者代理人を通じて、清算時のお客様毎の有効証拠金を基準としてお客様に確実に返還されます。又、受託信託銀行が破綻した場合にも、受託信託銀行の固有の財産とは分離されるため、信託保全必要額は保全されます。

弊社に支払停止等が発生した場合、お客様の信託保全必要額は以下の手順でお客様に返還されます。

弊社に支払停止等が発生



三井住友銀行から受益者代理人へ、その時点で信託保全されている信託保全必要額を返還



受益者代理人による有効資金の算出 ⇔ お客様の本人確認等を行います。



本人確認を行った後、受益者代理人からお客様へ、お客様毎の信託保全必要額を返還します。

【注意事項】

- ※ 本信託保全はお客様からお預かりした円資産を保全対象としています。
- ※ 本信託保全は、お取引の元本を保証するものではありません。為替レートの急激な変動によっては、お客様の元本を超える損失が発生する可能性があります。
- ※ 本信託は日々リアルタイムに行われるものではありません。従ってお客様が弊社に預託した時点から信託保全が行われるまでのタイムラグによる与信リスクが生じます。従ってお客様が弊社に預託された時点の有効証拠金とお客様に返還される信託保全必要額は一致しない場合があります。
- ※ 弊社に万が一の事態が発生した場合、その時点の有効証拠金を上限として受益者代理人からお客様に円資産が返還されます。その際、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認手続きが必要となります。従ってお客様の個人情報を受益者代理人及び信託保全先の三井住友銀行に提供することがあります。
- ※ 信託保全先の三井住友銀行は、お客様の信託財産の返還を保証するものではありません。又、受益者代理人の運営及び管理の責任を一切負うものではありません。

3. 決済に伴う金銭の授受

差金決済の場合

転売又は買戻しに伴う顧客と弊社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

$\{ \text{約定価格差} \times \text{円評価レート} \} \times \text{取引数量} + \text{スワップ損益}$

(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

4. 課税上の取扱い

個人が行った店頭証券CFD取引で発生した利益(売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、2012年1月1日の取引以降に行う取引は「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

※ 復興特別所得税は、平成25年から令和19年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者は、お客様の店頭証券CFD取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を弊社の所轄税務署長に提出します。

※詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

店頭商品CFD取引の手続きについて

お客様が弊社と店頭商品CFD取引を行う際のお手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

① 注意喚起文書の交付を受ける

はじめに、弊社から注意喚起文書が交付されますので、店頭商品CFD取引について、不招請勧誘の有無、リスクについて及び店頭商品CFD取引についての苦情処理・紛争解決の枠組みに關しての説明を受け、十分ご理解の上、ご自身の判断と責任において取引を行うことを決定してください。

② 契約締結前交付書面(本説明書)の交付を受ける

次に、弊社から本説明書が交付されますので、店頭商品CFD取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出ください。

③ 店頭商品CFD取引口座の設定

店頭商品CFD取引の開始に当たっては、あらかじめ、弊社から店頭商品CFD取引約款の交付を受け、弊社に店頭商品CFD取引口座の設定に關する約諾書等必要書類を差し入れ、店頭商品CFD取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要となる等、弊社の定める口座開設審査基準を満たさない場合には、店頭商品CFD取引口座を開設することができないことがあります。

(2) 注文の指示事項

店頭商品CFD取引の注文をするときは、弊社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示してください。

- ① 取引商品の種類
- ② 売付取引又は買付取引の別
- ③ 新規又は決済(反対売買)の別
- ④ 注文数量
- ⑤ 価格(成行又は指値等の注文の種類)(※1)
- ⑥ 注文の有効期限(※2)
- ⑦ その他お客様が指示することとして弊社が定める事項

(※1) 取引注文の種類

- ・ 成り行き注文(Market Order)
売買価格を指示せず、取引対象商品、売買の別、新規又は決済(反対売買)の区別、数量のみを指定して注文を発注し、その時の商品 CFD 価格で即時に注文を成立させる注文方法。
- ・ 指値注文(Limit Order)
注文時点よりも、有利な取引価格を指定して取引を成立させる注文方法。
* 現在の商品 CFD 価格より 10 ポイント(10ticks)以上離れている必要があります。
- ・ 逆指値注文(Stop Order)
注文時点よりも、不利な取引価格を指定して取引を成立させる注文方法。
* 現在の商品 CFD 価格より 10 ポイント(10ticks)以上離れている必要があります。
- ・ OCO 注文(One Cancel the Other)
価格がどちらかの方向に振れる際に、(予め利益や損失を確定することを目的として)同時に 2 つの注文を出し、一方の注文が約定したら自動的にもう一方の注文が取消される注文方法。
* 現在の商品 CFD 価格より 10 ポイント(10ticks)以上、かつ、二つの注文の間が 20 ポイント(20ticks)以上離れている必要があります。
- ・ IF-DONE 注文、IF-DONE OCO 注文
新規注文が約定した場合にその未決済建玉に対する決済注文を同時に出す注文方法。決済注文は、新規注文の約定後、自動的に発注され、利益を確定させる注文若しくは損失を限定させる逆指値注文のどちらか一方又は両方を出します。新規注文が指値に達しない場合、注文は成立しません。又、新規注文が成立しても、決済注文が指値に達しない場合、決済注文は成立しません。
* 現在の商品 CFD 価格より 10 ポイント(10ticks)以上、かつ、二つの注文の間が 20 ポイント(20ticks)以上離れている必要があります。

(※2) 注文の有効期限

- ・ 当日有効 (Daily)
- ・ 週末まで有効 (GTF)
- ・ キャンセルするまで有効 (GTC)

※ 取扱商品によっては、注文が有効期間内であっても、取引休止時間の間は、注文は執行されません。

[当日有効]

	月曜日から木曜日	金曜日
通常	翌日の午前 7 時まで有効	土曜日の午前 6 時まで有効
サマータイム	翌日の午前 6 時まで有効	土曜日の午前 5 時まで有効

[週末まで有効]

通常	土曜日の午前 6 時まで有効
サマータイム	土曜日の午前 5 時まで有効

(3) 証拠金の差入れ

店頭商品CFD取引の注文をするときには、弊社に所定の証拠金を差入れていただきます。

弊社は、証拠金を受入れたときは、お客様に受領書を交付します。

(4) 転売又は買戻し(差金決済)による建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少し、決済することができます。決済される建玉は、顧客の指示によります。

(5) 限月取引における強制決済による建玉の結了

限月取引にあつては、最終取引日まで反対売買を行わず、建玉価格と取引最終時間をもって、弊社が定める清算価格により強制的に反対売買により決済することができます。

(6) 注文をした取引の成立

注文をした店頭商品CFD取引が成立したときは、弊社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。

(7) 手数料

手数料は、新規注文及び決済注文ともに 1 ロットあたり 6,000 円(税込み)です。

また、手数料は、取引成立と同時に徴収させていただきます。

(8) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

弊社は、取引状況をご確認いただくため、お客様から請求があった場合は取引成立のつど、お客さまからの請求がない場合は四半期ごと(以下「報告対象期間」といいます。))にお客様の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済建玉の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

(9) 決済期限

限月取引にあつては、各取引所に上場されている各取扱商品である商品先物の最終取引日等を勘案して弊社が設定した最終取引日があります。

(10) 電磁的方法による書面の交付

弊社からの書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、口座設定時に申出ていただく若しくは「書面の電子交付に関する同意書」に承諾をして下さい。

(11) 取引終了の事由

お客様が、次のいずれかに該当する場合、弊社は本件店頭商品CFD取引に係る契約を解約出来るものとします。

- ① お客様が、弊社に対し弊社との本件店頭商品CFD取引に係る契約の解約を申し入れたとき、又は弊社がお客様に対し、お客様との本件店頭商品CFD取引に係る契約の解約を申し出たとき。
- ② お客様が、弊社への届出内容の全部又は一部に虚偽があることが明らかになったとき、または弊社への提出資料の全部または一部が真正でないとき。
- ③ 所定の手続き(店頭商品CFD取引約款第 36 条第 2 項参照)に従い、弊社がお客様に本人確認書類の提出を求めたにもかかわらず、その提出がなされないとき(弊社が定める期日までに弊社に連絡がない場合、又はお客様が届け出た住所へ発送した本人確認書類の提出を求める通知書が不着となり弊社に返送された場合、若しくはお客様が届け出た電話番号

等への連絡では、連絡が取れない場合等を含みます。)

- ④ お客様の弊社に対する債務又はその他一切の債務のいずれかについて、一部でも履行を遅滞したとき。
- ⑤ お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる反社会的勢力であると弊社が認める者のいずれかに該当する、またはこれらの者と関係があるとき。
- ⑥ お客様が弊社との本件店頭商品CFD取引又は店頭商品CFD取引に関する連絡等において、自ら若しくは第三者を利用して脅迫的、威迫的な言動をし、若しくは暴力を用いたとき、弊社を困惑させる目的で明らかに不合理な要求を繰り返したとき、又は風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて弊社の信用を毀損し若しくは弊社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為・言動をしたとき。
- ⑦ お客様が本取引説明書及び本件店頭商品CFD取引に係る約款又は関連規程に違反したとき。
- ⑧ 前各号の他、弊社がお客様との取引を継続することが不適切であると認めたとき。

(12) その他

弊社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに弊社の担当部署若しくは取扱責任者に直接ご照会ください。

店頭商品CFD取引行為に関する禁止行為

弊社は、商品先物取引法により、顧客を相手方とした店頭商品 CFD 取引、又は顧客のために店頭商品 CFD 取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭商品 CFD 取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- 1 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて店頭商品CFD取引の申込みの勧誘又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘をすること
- 2 店頭商品 CFD 取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭商品 CFD 取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること
- 3 店頭商品CFD取引の申込みを行わない旨の意思（その申込みの勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し、店頭商品CFD取引の申込みの勧誘又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘をすること
- 4 顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方で行う店頭商品CFD取引の申込みの勧誘又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘をすること
- 5 店頭商品 CFD 取引契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号又は名称及び店頭商品 CFD 取引契約の締結の勧誘である旨を告げた上で、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること
- 6 店頭商品 CFD 取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、店頭商品 CFD 取引契約の締結を勧誘すること（ただし、弊社が継続的取引関係にある顧客（既に弊社と金融商品取引法施行令第 16 条の 4 第 1 項に規定する金融商品取引契約が締結されている顧客）に対し、店頭商品 CFD 取引契約の締結の勧誘をする行為は禁止行為から除外されます。）
- 7 店頭商品CFD取引について顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合にその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- 8 店頭商品 CFD 取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- 9 店頭商品 CFD 取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- 10 店頭商品 CFD 取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭商品 CFD 取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行うことにより、顧客の保護に欠けることとなる、又は欠けることとなるおそれがある行為
- 11 顧客等の指示を遵守することその他の当該店頭商品 CFD 取引契約に基づく顧客等に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること
- 12 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること
- 13 店頭商品 CFD 取引若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理につき、顧客（特定委託者（商品先物取引法第 197 条の 4 第 5 項又は第 8 項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、商品先物取引法第 197 条の 5 第 4 項（商品先物取引法第 197 条の 6 第 6 項において準用する場合を含む。）又は、第 197 条の 5 第 6 項（商品先物取引法第 197 条の 6 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定委託者とみなされる者を含む。以下同じ。）及び特定当業者（商品先物取引法第 197 条の 8 第 2 項において準用する商品先物取引法第 197 条の 4 第 5 項又は第 8 項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、商品先物取引法第 197 条の 9 第 2 項において準用する商品先物取引法第 197 条の 5 第 4 項又は第 6 項の規定により特定当業者とみなされる者を含む。以下同じ。）を除く。）に対し、取引単位を告げないで勧誘すること
- 14 店頭商品 CFD 取引につき、決済を決了する旨の意思を表示した顧客（特定委託者及び特定当業者を除く。）に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること
- 15 店頭商品 CFD 取引又はこれらに係る勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること
- 16 店頭商品 CFD 取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客（特定委託者及び特定当業者を除く。）にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭商品 CFD 取引契約の締結を勧誘すること
- 17 店頭商品 CFD 取引に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、店頭商品 CFD 取引業に係る行為を継続すること
- 18 電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、店頭商品 CFD 取引業を継続すること
- 19 個人顧客を相手方として店頭商品 CFD 取引を行う場合において、当該個人顧客がその計算において行った店頭商品 CFD 取引を決済した場合に当該個人顧客に生ずることとなる損失の額が、当該個人顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする店頭商品 CFD 取引の決済（「ロスカット取引」という。以下同じ。）を行うための十分な管理体制を整備していない状況にあるにもかかわらず、店頭商品 CFD 取引業を継続すること
- 20 個人顧客を相手方として店頭商品 CFD 取引を行う場合において、当該店頭商品 CFD 取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況にあるにもかかわらず、店頭商品 CFD 取引業を継続すること
- 21 個人顧客を相手方として店頭商品 CFD 取引を行う場合において、当該個人顧客から預託を受けた取引証拠金等の額に当該店頭商品 CFD 取引を決済した場合に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該店頭商品 CFD 取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（「実預託額」という。以下同じ。）が約定時必要預託額に不足す

- るにもかかわらず、直ちに当該個人顧客にその不足額を弊社に預託させることなく、当該店頭商品 CFD 取引を行うこと
- 22 個人顧客を相手方として店頭商品 CFD 取引を行う場合において、その営業日ごとの一定の時刻における当該店頭商品 CFD 取引に係る取引証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足するにもかかわらず、速やかに当該個人顧客にその不足額を預託させることなく、当該店頭商品 CFD 取引を行うこと
- 23 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために店頭商品 CFD 取引を業として行う場合において、当該個人顧客（特定委託者を除く。以下この号において同じ。）に対し、当該個人顧客が行う店頭商品 CFD 取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- 24 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために店頭商品 CFD 取引を業として行う場合において、売付けの価格（価格に相当する事項を含む。）及び買付けの価格（価格に相当する事項を含む。）の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しないこと
- 25 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために店頭商品 CFD 取引を業として行う場合において、顧客の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項を要求した当該顧客に提示しないこと

【弊社の概要及び苦情受付窓口・苦情・紛争解決について】

(1) 弊社の概要

弊社の概要は次のとおりです。

商 号：あい証券株式会社

本店所在地：〒106-6007 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー7 階

電 話 番 号：0120-849-188

代表取締役：黎 瑞芬(ライ・スイファン・クラリス) / 吉田 直人

設立年月日：平成 17 年 6 月 15 日

資 本 金 等：7 億 1 千万円 (令和 5 年 3 月 22 日現在)

登録番号等：第一種・第二種金融商品取引業 (関東財務局長(金商)第 236 号)

商品先物取引業(店頭商品デリバティブ取引)

(経済産業省 20221207 商第 4 号、農林水産省指令 4 新食第 2087 号)

加入する協会：日本証券業協会

一般社団法人 金融先物取引業協会

日本商品先物取引協会

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

(2) 苦情受付窓口

弊社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。

受 付 時 間：平日 午前 9:00～午後 6:00(土日祝日、年末年始の休業日を除く)

窓 口：お客様相談室

受 付 方 法：電話による受付 03-3568-5015

(3) 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、お客様が利用可能な紛争解決機関は、次のとおりです。

日本商品先物取引協会 相談センター

電 話 番 号：03-3664-6243

U R L：https://www.nisshokyo.or.jp/investor/s_center.html

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町一丁目 1 番 11 号 日庄ビル6階

電話による受付時間：月曜日～金曜日(祝日を除く)午前 9:00～午後 5:00

(※ 直接協会へご来訪の場合は事前に予約が必要です。)

店頭商品CFD取引に関する主要な用語

- ・**売建玉(うりたてぎょく)**
売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
- ・**アスク**
商品先物取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。顧客はその価格で買い付けることができます。
- ・**買建玉(かいたてぎょく)**
買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
- ・**買戻し(かいもどし)**
売建玉を手仕舞う(売建玉を減じる)ために行う買付取引をいいます。
- ・**カバー取引(カバーとりひき)**
商品先物取引業者が顧客を相手方として行う店頭商品 CFD 取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭商品 CFD 取引と取引商品、売買の別等が同じ商品先物取引又は他の商品先物取引業者その他の者を相手方として行うデリバティブ取引又は店頭商品 CFD 取引をいいます。
- ・**商品先物取引業者(しょうひんさきものとりひきぎょうしゃ)**
店頭商品CFD取引を含む商品先物取引を取り扱う業務について、商品先物取引法による登録を受けた者をいいます。
- ・**差金決済(さきんけっさい)**
先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
- ・**指値注文(さしねちゅうもん)**
価格の限度(売りであれば最低値段、買いであれば最高値段)を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めずで行う注文を成り行き注文といいます。
- ・**証拠金(しょうきん)**
店頭商品 CFD 取引における義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいますが、次のように分類されます
必要証拠金額: 取引成立の際にお客様が弊社に差し入れなければなら証拠金が必要証拠金です。レバレッジルールにより想定元本の5%です。
有効証拠金: お客様からの預り証拠金に、実現損益、スワップ損益、現在の建玉の評価損益及び取引手数料を加減した金額が有効証拠金です。有効証拠金から必要証拠金を差し引いた金額がお客様の使用可能証拠金(=支払可能証拠金)であり、この使用可能証拠金の範囲内で新規注文が可能となります。また、外部信託保全の対象となる金額が、この有効証拠金です。
- ・**デリバティブ取引(デリバティブとりひき)**
その価格が取引対象の価値(数値)に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。
- ・**店頭商品 CFD 取引(てんとうしょうひんしーえふでーとりひき)**
商品先物を売買する先物取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。
- ・**転売(てんばい)**
買建玉を手仕舞う(買建玉を減じる)ために行う売付取引をいいます。
- ・**特定委託者(とくていいいたくしゃ)**

店頭商品CFD取引を含む商品先物に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定委託者として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定委託者は特定委託者以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

・値洗い(ねあらい)

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

・媒介取引(ばいかいとりひき)

商品先物取引業者が顧客の注文を他の商品先物取引業者に当該顧客の名前でつなぐ取引をいいます。

・ビッド

商品先物取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。顧客はその価格で売り付けることができます。

・ヘッジ取引(ヘッジとりひき)

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所商品先物市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

・両建て(りょうだて)

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

・ロスカット

顧客の損失が所定の水準に達した場合、商品先物取引業者が、リスク管理のため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。

あい証券株式会社(i SECURITIES Co., Ltd.)
〒106-6007 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー7 階
TEL:03-3568-5088 FAX:03-3568-5099 E-mail:info@isec.jp

店頭商品CFD取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。